

## 随意契約理由書

工事名	旭川聖苑火葬炉設備設置工事
工事場所	旭川市東旭川町倉沼
工事概要	8号及び9号火葬炉の新設
契約年月日	令和5年9月26日
契約の相手方の商号・住所	(株)宮本工業所 富山県富山市奥田新町12番3号
契約金額	59,400,000円
契約の相手方の選定理由	<p>本工事は、16基ある火葬炉設備のうち2基を更新する。当該施設全ての火葬炉は、中央監視制御装置で自動運転、運転状態監視、異常警報等の記録を行っており、本工事で更新する2基分も中央監視制御装置による制御・運用を行う必要がある。</p> <p>この既存中央監視装置のシステムは(株)宮本工業所が自社火葬炉用に開発したものであり、火葬炉の制御及び関連する機器が連動した自動運転プログラムなどのシステム情報を開示していないため、他者が製作する機器を既存システムに接続することは不可能である。このことから、既存システムによる制御・運用が可能な機器を製作・設置できる者は(株)宮本工業所だけである。</p> <p>したがって、本工事は既存火葬炉システムの開発会社である(株)宮本工業所と随意契約するものとする。</p> <p>このことは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（「工事請負契約における随意契約のガイドライン」1（1）イ）に該当する。</p>
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

※ 予定価格が130万円超の建設工事